平成 25 年 7 月 17 日

各　　位

会 社 名　　ダイヤモンド電機株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　池永　重彦
（コード番号 6895　東証第二部）
問合せ先　　常務取締役総務本部長　前田　真澄
（TEL　06－4799－6882）

自動車部品に係る米国司法省との司法取引契約に関するお知らせ

当社グループは、平成 25 年 7 月 16 日（米国時間）、米国司法省との間で、当社顧客への一部自動車部品（点火コイル）の販売に関して米国独占禁止法に違反したとして、総計罰金 19 百万米ドル(約 19 億円)を５年分割で支払うことに合意し､司法取引契約を締結いたしました。

当社は、米国子会社である米国ダイヤモンド電機株式会社（Diamond Electric Mfg. Corporation）に対して米国司法省が調査を開始した平成 23 年７月以降、当該調査に全面的に協力してまいりましたが、今般、司法省と合意に達し、司法取引契約を締結するに至った次第です。

当社の業績に与える影響につきましては、平成 26 年３月期決算において、約 19 億円を特別損失として計上することとなります。本日付で公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、平成 26 年 3 月期の業績予想を修正しております。

本件に関し、株主様やお客様をはじめ関係者の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社は、捜査に対していち早く協力し、また当社の違法行為に対する責任を全て引き受けてまいりました。また、当社といたしましては、本件を厳粛に受け止め、代表取締役社長が委員長を務める「コンプライアンス委員会」（平成 25 年５月設置）において、独禁法違反防止と法令遵守にかかる内部統制を強化するコンプライアンス研修、マニュアルの充実、内部監査の強化等の諸施策を鋭意検討整備し、法令遵守の実現と社会的信用の回復に努めてまいります。

また、経営陣として深い反省を込め、役員報酬の 30％から 10％を役職に応じて 3 ヵ月間返上いたします。

以　上